

北上市告示甲第36号

北上市移住支援金交付要綱（令和元年北上市告示甲第20号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。ただし、令和5年4月1日前に移住した者に係る補助金の適用については、なお従前の例による。

令和5年5月17日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(移住支援金の額)</p> <p>第6 移住支援金の額は、単身世帯にあつては60万円、2人以上の世帯で、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては100万円とする。ただし、申請日の属する年度の前年度の3月31日時点で18歳未満である世帯員を帯同して移住する場合は、当該18歳未満の者1人につき<u>30万円</u>を加算する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(移住支援金の額)</p> <p>第6 移住支援金の額は、単身世帯にあつては60万円、2人以上の世帯で、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては100万円とする。ただし、申請日の属する年度の前年度の3月31日時点で18歳未満である世帯員を帯同して移住する場合は、当該18歳未満の者1人につき<u>100万円</u>を加算する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	